



鳥取県公報

令和2年3月27日（金）
号外第39号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **企業局管理規程** 鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程（2）（経営企画課）・・・・・・・・・・ 2
- ◇ **病院局管理規程** 鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程（1）（総務課）・・・・ 6
鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程（2）（Ⅱ）・・・・・・・・・・ 9
- ◇ **代表監査委員訓令** 鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令（1）（監査第一課）・・・・・・ 20

企業局管理規程

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業局管理規程第2号

鳥取県企業局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
<p>(資金前渡のできる経費)</p> <p>第22条 資金の前渡をすることができる経費は、政令第21条の5第1項第1号から第13号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p>						<p>(資金前渡のできる経費)</p> <p>第22条 資金の前渡をすることができる経費は、政令第21条の5第1項第1号から第13号までに掲げるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 賃金</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>					
<p>(賠償責任を有する職員の指定)</p> <p>第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第1項後段</u>の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>						<p>(賠償責任を有する職員の指定)</p> <p>第66条の2 法第34条の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項後段</u>の規定により指定する職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>					
<p>別表第1（第6条、第49条関係）</p> <p>鳥取県営電気事業勘定科目</p> <p>資産の部～収益の部 略</p> <p>費用の部</p> <p><u>10 費用</u></p>						<p>別表第1（第6条、第49条関係）</p> <p>鳥取県営電気事業勘定科目</p> <p>資産の部～収益の部 略</p> <p>費用の部</p> <p><u>10 費用</u></p>					
款	項	目	節	細節	備考	款	項	目	節	細節	備考
電気事業費用	営業費用					電気事業費用	営業費用				

		略	略	略	略
	(何)風力発電費	略	略	略	略
		略	略	略	略
	(何)太陽光発電費	略	略	略	略
		略	略	略	略
	(何)送電費	略	略	略	略
	一般管理費	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

		略	略	略	略
	(何)風力発電費	略	略	略	略
		略	略	略	略
	(何)太陽光発電費	略	略	略	略
		略	略	略	略
	(何)送電費	略	略	略	略
	一般管理費	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略

鳥取県営工業用水道事業勘定科目

資産の部～収益の部 略

費用の部

9 費用

科目	款	項	目	節	備考
費用	工業用水道事業費用	営業費用	原水費	略	略

鳥取県営工業用水道事業勘定科目

資産の部～収益の部 略

費用の部

9 費用

科目	款	項	目	節	備考
費用	工業用水道事業費用	営業費用	原水費	略	略

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(注) 略</p> <p>鳥取県営埋立事業勘定科目 資産の部～収益の部 略 費用の部 <u>10 費用</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">款</th> <th style="width: 15%;">項</th> <th style="width: 15%;">目</th> <th style="width: 15%;">節</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">費 用</td> <td style="text-align: center;">埋 立 事 業 費 用</td> <td style="text-align: center;">営 業 費 用</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>			略	略	略	略	科 目	款	項	目	節	備 考	費 用	埋 立 事 業 費 用	営 業 費 用	略	略					略	略					略	略				略	略	略	略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>(注) 略</p> <p>鳥取県営埋立事業勘定科目 資産の部～収益の部 略 費用の部 <u>10 費用</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">科 目</th> <th style="width: 15%;">款</th> <th style="width: 15%;">項</th> <th style="width: 15%;">目</th> <th style="width: 15%;">節</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">費 用</td> <td style="text-align: center;">埋 立 事 業 費 用</td> <td style="text-align: center;">営 業 費 用</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>			略	略	略	略	科 目	款	項	目	節	備 考	費 用	埋 立 事 業 費 用	営 業 費 用	略	略					略	略						略						略				略	略	略	略
		略	略	略	略																																																																										
科 目	款	項	目	節	備 考																																																																										
費 用	埋 立 事 業 費 用	営 業 費 用	略	略																																																																											
			略	略																																																																											
			略	略																																																																											
		略	略	略	略																																																																										
		略	略	略	略																																																																										
科 目	款	項	目	節	備 考																																																																										
費 用	埋 立 事 業 費 用	営 業 費 用	略	略																																																																											
			略	略																																																																											
				略																																																																											
				略																																																																											
		略	略	略	略																																																																										

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第1号

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 80%;">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療職 給料表 (別表 第2)</td> <td> <p style="text-align: center;">略</p> <p>医療職給料表(2) 局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、<u>参事（医療技術局の参事に限る。）、</u>部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、主幹（医療技術局の主幹に限る。）、副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用範囲	略		医療職 給料表 (別表 第2)	<p style="text-align: center;">略</p> <p>医療職給料表(2) 局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、<u>参事（医療技術局の参事に限る。）、</u>部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、主幹（医療技術局の主幹に限る。）、副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線</p>	<p>(給料表) 第3条 給料表の種類及び適用範囲は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種類</th> <th style="width: 80%;">適用範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">医療職 給料表 (別表 第2)</td> <td> <p style="text-align: center;">略</p> <p>医療職給料表(2) 局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、主幹（医療技術局の主幹に限る。）、副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種類	適用範囲	略		医療職 給料表 (別表 第2)	<p style="text-align: center;">略</p> <p>医療職給料表(2) 局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、主幹（医療技術局の主幹に限る。）、副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>
種類	適用範囲												
略													
医療職 給料表 (別表 第2)	<p style="text-align: center;">略</p> <p>医療職給料表(2) 局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、<u>参事（医療技術局の参事に限る。）、</u>部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、主幹（医療技術局の主幹に限る。）、副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線</p>												
種類	適用範囲												
略													
医療職 給料表 (別表 第2)	<p style="text-align: center;">略</p> <p>医療職給料表(2) 局長（医療技術局長に限る。）、副局長（医療技術局の副局長に限る。）、部長（薬剤部長に限る。）、室長（中央放射線室長、中央検査室長、リハビリテーション室長、臨床工学室長及び栄養管理室長に限る。）、副部長、副室長（医療技術局の副室長に限る。）、主幹（医療技術局の主幹に限る。）、副主幹（医療技術局の副主幹に限る。）、臨床検査主任、薬剤主任、臨床心理主任、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、視能訓練主任、臨床工学主任、管理栄養主任、歯科衛生主任、診療放射線主任、臨床検査技師、薬剤師、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、臨床工学技士、管理栄養士、歯科衛生士及び診療放射線技師</p>												

	技師
略	略
略	

2～4 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 職員(職員のうち、病院局特定任期付職員、現業職員、給料表の適用を受けない者で臨時的に任用する職員及び会計年度任用職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員をいう。))を除く全てのものをいう。)の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例による。

2 略

(防疫等業務手当)

第13条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)～(4) 略

(5) 職員が感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業、当該区域から患者を移送する業務又は管理者がこれらに相当すると認める業務(第1号から前号までの業務に該当するものを除く。)に従事したとき。

2 略

(休日勤務手当)

第18条 条例第15条第1項に規定する企業管理規程で定める日は、次の各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条又は第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、職員等の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号。以下「給与支給規則」という。)第21条の2第1項に規定する日

(4) 略

別表第4 (第3条、第4条関係)
行政職給料表級別職務分類表

略	略
略	

2～4 略

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第5条 職員(職員のうち、病院局特定任期付職員、現業職員及び給料表の適用を受けない者で臨時的に任用する職員及び非常勤職員を除く全てのものをいう。)の初任給、昇格、昇給等に関する基準については、職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者の例による。

2 略

(防疫等業務手当)

第13条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。

(1)～(4) 略

(5) 職員が感染症予防法第6条第2項、第3項、第7項及び第9項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において行う患者の看護、当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業又は当該区域から患者を移送する業務(第1号から前号までの業務に該当するものを除く。)に従事したとき。

2 略

(休日勤務手当)

第18条 条例第15条第1項に規定する企業管理規程で定める日は、次の各号に定める日とする。

(1)・(2) 略

(3) 勤務時間条例第3条第1項又は第4条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあつては、勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日が勤務時間条例第4条又は第5条の規定に基づく週休日に当たるときは、職員等の給与の支給に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第3号。以下「給与支給規則」という。)第21条の2第1項に規定する日

(4) 略

別表第4 (第3条、第4条関係)
行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
略	
7級	<ol style="list-style-type: none"> 1 副院長の職務 2 局長の職務 3 副局長(管理者が必要と認めた者に限る。)の職務

備考 略

別表第5 (第3条、第4条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、部長、室長又は参事の職務
略	

ウ 略

別表第7 (第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長(管理者が必要と認めた者に限る。) 副院長 副局長(管理者が必要と認めた者に限る。)	2種
略	

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

職務の級	職務
略	
7級	局長の職務

備考 略

別表第5 (第3条、第4条関係)

ア 略

イ 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
略	
6級	副局長、部長又は室長の職務
略	

ウ 略

別表第7 (第7条、第20条関係)

職	区分
略	
局長(管理者が必要と認めた者に限る。) 副院長	2種
略	

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年3月27日

鳥取県営病院事業管理者 中 林 宏 敬

鳥取県病院局管理規程第2号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p><u>第8章 リース会計に係る特例（第61条の2）</u></p> <p><u>第9章 引当金（第61条の3－第61条の9）</u></p> <p>第10章 予算（第62条・第63条）</p> <p>第11章 決算（第64条－第67条）</p> <p>第12章 契約（第68条－第70条）</p> <p>第13章 雑則（第71条・第72条）</p> <p>附則</p> <p>（物品の範囲）</p> <p>第43条 この章において「物品」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>（1） 略</p> <p><u>（2） 消耗品（貯蔵の状態にしないで、1年以内に消耗するもの又は取得価額が10万円未満のもの（第54条に規定する固定資産を除く。））</u></p> <p>（3） 略</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>（減価償却の方法）</p> <p>第61条 略</p> <p style="text-align: center;"><u>第8章 リース会計に係る特例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（重要性の乏しいリース資産についての特例）</u></p> <p><u>第61条の2 前章の規定にかかわらず、リース資産（重要性の乏しいものに限る。）については、規則第55条の規定により、賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。</u></p> <p><u>2 前項に規定する「重要性の乏しいもの」とは、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定め</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第7章 略</p> <p>第8章 予算（第62条・第63条）</p> <p>第9章 決算（第64条－第67条）</p> <p>第10章 契約（第68条－第70条）</p> <p>第11章 雑則（第71条・第72条）</p> <p>附則</p> <p>（物品の範囲）</p> <p>第43条 この章において「物品」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p><u>（1） 備品（取得価額が5万円以上10万円未満のもの（第3号に規定する消耗品及び第54条に規定する固定資産を除く。））</u></p> <p>（2） 略</p> <p><u>（3） 消耗品（貯蔵の状態にしないで、1年以内に消耗するもの又は取得価額が5万円未満のもの（第54条に規定する固定資産を除く。））</u></p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 略</p> <p>（6） 略</p> <p>（減価償却の方法）</p> <p>第61条 略</p>

る条件に該当するものをいう。

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引 次の
いずれかの条件

ア 購入時に費用処理するものであること。

イ リース期間が1年以内であること。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引 次の
のいずれかの条件

ア 購入時に費用処理するものであること。

イ リース期間が1年以内であること。

ウ 一契約当たりのリース料の総額が3百万円以下
であること。

第9章 引当金

(引当金の計上)

第61条の3 将来の特定の費用又は損失(規則第22条
に規定するものに限る。)の金額については、次に
掲げる引当金として予定貸借対照表等(同条に規定
する予定貸借対照表等をいう。)に計上し、当該事
業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するも
のとする。

(1) 退職給付引当金

(2) 賞与引当金

(3) 法定福利費引当金

(4) 修繕引当金

(5) 特別修繕引当金

(6) 貸倒引当金

(7) その他引当金

(退職給付引当金の計上方法)

第61条の4 退職給付引当金の計上は、簡便法(当該
事業年度の末日において全職員(同日における退職
者を除く。)が自己の都合により退職するものと仮
定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法
をいう。)によるものとする。

(賞与引当金の計上方法)

第61条の5 賞与引当金は、期末手当及び勤勉手当の
次期の支給見込額のうち、当期の負担に属する額を
計上するものとする。

(法定福利費引当金の計上方法)

第61条の6 法定福利費引当金は、法定福利費の次期
の支給見込額のうち、当期の負担に属する額を計上
するものとする。

<p><u>(修繕引当金の計上方法)</u> <u>第61条の7</u> 修繕引当金は、当該事業年度以前に発生した有形固定資産の損傷に対して、修繕の必要性が翌事業年度において<u>確実に見込まれる場合に限り、計上するものとする。</u></p> <p><u>(特別修繕引当金の計上方法)</u> <u>第61条の8</u> 特別修繕引当金は、法令による義務付け等により、有形固定資産の修繕の発生が数事業年度ごとに定期的に見込まれる場合に限り、計上するものとする。</p> <p><u>(貸倒引当金の計上方法)</u> <u>第61条の9</u> 貸倒引当金は、破産更正債権及びこれに準ずる債権の債権額のうち回収不能と見込まれる額を計上するものとする。</p>	
<p><u>第10章</u> 予算</p> <p><u>第11章</u> 決算 (決算整理) <u>第64条</u> 出納員は、事業年度の期末決算のため、次の各号に掲げる手続により、振替伝票を発行して<u>決算整理</u>をしなければならない。 (1) 略 (2) <u>固定資産の減価償却及び除却</u> (3) <u>長期前払消費税の償却</u> (4)～(6) 略 (7) <u>未払費用等の経過勘定に関する整理</u></p>	<p><u>第8章</u> 予算</p> <p><u>第9章</u> 決算 (決算整理) <u>第64条</u> 出納員は、事業年度の期末決算のため、次の各号に掲げる手続により、振替伝票を発行して<u>修正記入</u>をしなければならない。 (1) 略 (2) 固定資産の減価償却 (3) <u>繰延勘定の償却</u> (4)～(6) 略</p>
<p>(勘定の締切) <u>第65条</u> 出納員は、前条の規定による<u>決算整理</u>が終了したときは、各勘定の締切を行わなければならない。</p>	<p>(勘定の締切) <u>第65条</u> 出納員は、前条の規定による<u>修正記入</u>が終了したときは、各勘定の締切を行わなければならない。</p>
<p><u>第12章</u> 契約</p> <p><u>第13章</u> 雑則 (賠償責任を有する職員の指定) <u>第71条</u> 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条の規定において準用する地方自治法<u>第243条の2の2第1項後段</u>の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略</p>	<p><u>第10章</u> 契約</p> <p><u>第11章</u> 雑則 (賠償責任を有する職員の指定) <u>第71条</u> 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条の規定において準用する地方自治法<u>第243条の2第1項後段</u>の規定により指定する職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) 略</p>
<p>別表（第6条関係）</p>	<p>別表（第6条関係）</p>

収益

款	項	目	節	備考						
病院 事業 収益	略	略	略	略						
					略	略	略			
								略	略	略
略	略	略	略	略						

収益

款	項	目	節	備考						
病院 事業 収益	略	略	略	略						
					略	略	略			
								略	略	略
略	略	略	略	略						

費用

款	項	目	節	備考						
病院 事業 費用	医療 費用	給与 費	(給 料)	略						
					略	略	略			
								略	略	略
略	略	略	略	略						

費用

款	項	目	節	備考						
病院 事業 費用	医療 費用	給与 費	(給 料)	略						
					略	略	略			
								略	略	略
略	略	略	略	略						

				もの又は10万円未満のもの。例えば、帳簿、諸用紙、ゴム印等の事務用品、電球、洗剤、掃除用品等の費用					もの又は5万円未満のもの。例えば、帳簿、諸用紙、ゴム印等の事務用品、電球、洗剤、掃除用品等の費用
	略	略	略	略				消耗備品費	事務用、管理用の用具等であって、5万円以上10万円未満のもの（1年以内に消耗するものを除く。）。
	略	略	略	略			略	略	略

資産

款	項	目	節	備考
固定資産	略	略		略
	無形固定資産	略		略
		リース資産		略
		ガス供給施設利用権		略
		水道施設利用権		略
流動資産	略	略	略	略

資産

款	項	目	節	備考
固定資産	略	略		略
	無形固定資産	略		略
		リース資産		略
流動資産	略	略	略	略

略 貯 蔵 品	略	略	略	略 貯 蔵 品	略	略	略
略 前 払 費用	略	略	略	略 前 払 費用	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略
	前 払 保 険 料				未 経 過 保 険 料		
略	略		略	略	略		略
							略 医 療 消 耗 備 品 (医 療 消 耗 備 品 費 参 照) の 棚 卸 高 消 耗 備 品 (消 耗 備 品 費 参 照) の 棚 卸 高 略

負債

款	項	目	節	備考
略	略	略		略
繰 延 収 益	長 期 前 受 金	略		略
	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額			
		再 評 価 積 立 金 受 贈 財 産 評 価 額		

負債

款	項	目	節	備考
略	略	略		略
繰 延 収 益	長 期 前 受 金	略		略

		寄 付 金 補 助 金 負 担 金 そ の 他 長 期 前 受 金							
資本金					資本金				
略					略				
剰余金					剰余金				
款	項	目	節	備考	款	項	目	節	備考
剰 余 金	資 本 剰 余 金	再 評 価 積 立 金 受 贈 財 産 評 価 額 寄 附 金 補 助 金 そ の 他 資 本 剰 余 金			資 本 剰 余 金	再 評 価 積 立 金 受 贈 財 産 評 価 額 寄 附 金 補 助 金 そ の 他 資 本 剰 余 金			
	利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金 利 益 積 立 金			利 益 剰 余 金	減 債 積 立 金 利 益 積 立 金 そ の 他 積			

その 他積 立金 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 (当 年 度 未 処 理 欠 損 金)	繰越 利益 剰余 金 年 度 末 高 残 (繰 越 欠 損 金 年 度 末 高 残) 当 年 純 利 益 (当 年 純 損 失)	立金 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 (又 は 当 年 度 未 処 理 欠 損 金)	繰越 利益 剰余 金 年 度 末 高 残 (繰 越 欠 損 金 年 度 末 高 残) 当 年 純 利 益 (又 は 当 年 純 損 失) そ の 他 未 処 分 利 益 剰 余 金 変 動 額	みなし償却制 度の廃止に伴 い利益剰余 金に振り替え る資本剰余 金の額等、新 会計基準へ の移行に伴う 損益のうち損 益計算以外 に発生する利 益剰余金変
--	--	--	--	---

代表監査委員訓令

鳥取県代表監査委員訓令第1号

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月27日

鳥取県代表監査委員 小 林 敬 典

鳥取県監査委員事務局組織規程の一部を改正する訓令

鳥取県監査委員事務局組織規程（昭和47年鳥取県代表監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前に欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の課を置く。</p> <p>監査第一課</p> <p>監査第二課</p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>監査第一課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>業務適正化評価報告書の審査に関すること。</u></p> <p>(9) <u>健全化判断比率等の審査に関すること。</u></p> <p>(10) <u>外部監査に関すること。</u></p> <p>(11) <u>情報セキュリティ及びウェブサイトの管理に関すること。</u></p> <p>(12) <u>研修に関すること。</u></p> <p>監査第二課</p> <p>(1) <u>行政監査に関すること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) <u>随時監査に関すること。</u></p> <p>(7) <u>住民監査請求に係る監査に関すること。</u></p> <p>(8) <u>請求（前号に掲げるものを除く。）又は要求に基づく監査に関すること。</u></p> <p>(9) <u>職員の賠償責任に係る監査等に関すること。</u></p>	<p>(課の設置)</p> <p>第2条 事務局に、次の課を置く。</p> <p>監査第一課</p> <p>監査第二課</p> <p><u>監査第三課</u></p> <p>(課の分掌事務)</p> <p>第3条 課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>監査第一課</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) <u>県の適正な業務の執行等の確保に関する方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書（以下「評価報告書」という。）の審査に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。</u></p> <p>監査第二課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>中国五県担当者会議に関すること。</u></p> <p>(6) <u>評価報告書の審査に関すること（事務局長が別に定めるものに限る。）。</u></p>

<p>2 略</p>	<p><u>監査第三課</u></p> <p>(1) <u>行政監査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>健全化判断比率等の審査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>外部監査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>随時監査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>住民監査請求に係る監査に関すること。</u></p> <p>(6) <u>請求（前号に掲げるものを除く。）又は要求に基づく監査に関すること。</u></p> <p>(7) <u>職員の賠償責任に係る監査等に関すること。</u></p> <p>(8) <u>情報セキュリティ及びウェブサイトの管理に関すること。</u></p> <p>(9) <u>研修に関すること。</u></p> <p>(10) <u>評価報告書の審査に関すること（事務局長が別に定めるものに限る。）。</u></p> <p>2 略</p>
------------	---

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。